

告 示

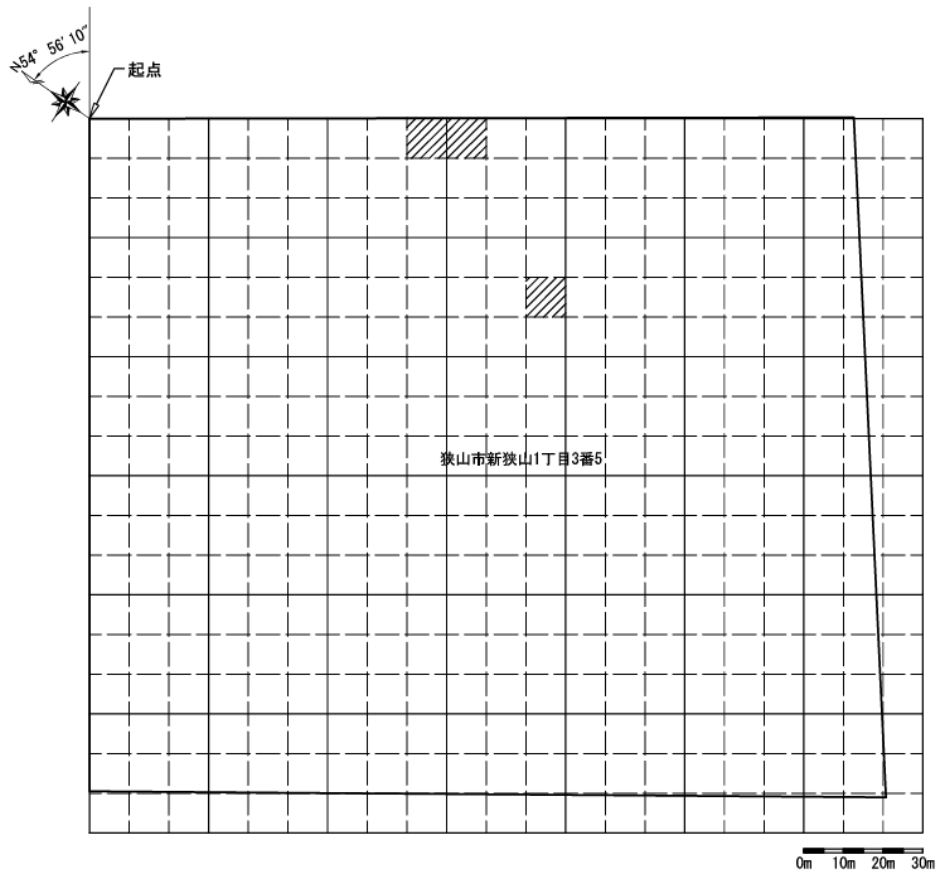
埼玉県告示第千三百二十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県狭山市新狭山一丁目三番五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、狹山市新狹山1丁目3番5の最北端とする。

【格子の回転角度(54度56分10秒)】
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。